

2018年漁業センサス三重県結果概要(概数値)

海面漁業調査(漁業経営体調査)

1. 漁業経営体数

(1) 総経営体数

平成30年11月1日現在における三重県の海面漁業(含む海面養殖業)の漁業経営体数は3,178経営体で、前回(平成25年調査、以下同じ)に比べ940経営体(22.8%)減少しました。

このうち、主として海面養殖業を行っている漁業経営体数は992経営体で前回に比べ175経営体(15.0%)減少しました。

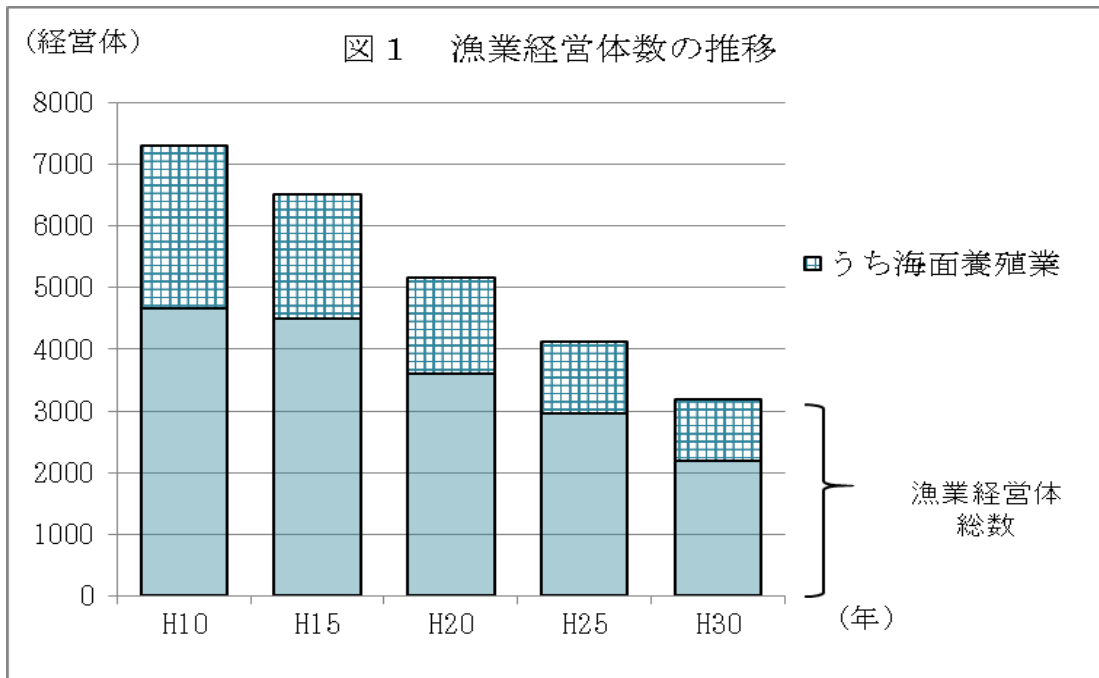


表1 漁業経営体数の推移

区分	H10	H15	H20	H25	H30
漁業経営体 (経営体)	7,312	6,506	5,155	4,118	3,178
対前回増減率(%)	-	△ 11.0	△ 20.8	△ 20.1	△ 22.8
うち海面養殖業 (経営体)	2,644	2,006	1,548	1,167	992
対前回増減率(%)	-	△ 24.1	△ 22.8	△ 24.6	△ 15.0

(2) 漁業層別経営体数

漁業層(漁業経営体が主として営む漁業種類と使用漁船の規模による分類)別にみると、沿岸漁業層と中小漁業層は前回に比べ減少し、大規模漁業層は前回に比べ増加しました。

ア 沿岸漁業層

沿岸漁業層の経営体数は3,036経営体で前回に比べ896経営体(22.8%)減少しました。

イ 中小漁業層(動力10トン以上1,000トン未満)

中小漁業層の経営体数は140経営体で前回に比べ45経営体(24.3%)減少しました。

ウ 大規模漁業層(動力1,000トン以上)

大規模漁業層の経営体数は2経営体で前回に比べ1経営体(100%)増加しました。

表2 漁業層別経営体数

区分	H20	H25	H30	対前回 増減率 (30/25)	対前回 増減数 (30-25)
(沿岸漁業層)	経営体 4,888	経営体 3,932	経営体 3,036	% △ 22.8	経営体 △ 896
漁船非使用	359	302	222	△ 26.5	△ 80
無動力漁船のみ	4	2	2	0.0	0
漁船外機付漁船	792	601	423	△ 29.6	△ 178
動力漁船使用(総10トン未満)	2,009	1,735	1,310	△ 24.5	△ 425
総3トン未満	992	912	661	△ 27.5	△ 251
総3トン以上～総5トン未満	574	492	382	△ 22.4	△ 110
総5トン以上～総10トン未満	443	331	267	△ 19.3	△ 64
定置網	176	125	87	△ 30.4	△ 38
海面養殖	1,548	1,167	992	△ 15.0	△ 175
のり類養殖	517	444	376	△ 15.3	△ 68
かき類養殖	230	210	171	△ 18.6	△ 39
真珠養殖	469	283	238	△ 15.9	△ 45
わかめ類養殖	48	36	68	88.9	32
ぶり類養殖	12	10	7	△ 30.0	△ 3
まだい養殖	187	115	90	△ 21.7	△ 25
その他の養殖	85	69	42	△ 39.1	△ 27
(中小漁業層)	264	185	140	△ 24.3	△ 45
動力漁船使用(総10トン以上～総1,000トン未満)	264	185	140	△ 24.3	△ 45
総10トン以上～総20トン未満	176	110	76	△ 30.9	△ 34
総20トン以上～総50トン未満	48	43	34	△ 20.9	△ 9
総50トン以上～総100トン未満	23	16	15	△ 6.3	△ 1
総100トン以上～総1,000トン未満	17	16	15	△ 6.3	△ 1
(大規模漁業層)	3	1	2	100.0	1
動力漁船使用(総1,000トン以上)	3	1	2	100.0	1
計	5,155	4,118	3,178	△ 22.8	△ 940

(3) 経営組織別経営体数

経営組織別にみると、個人経営体数は3,054経営体で前回に比べ941経営体(23.6%)減少し、団体経営体数は124経営体で前回に比べ1経営体(0.8%)増加しました。

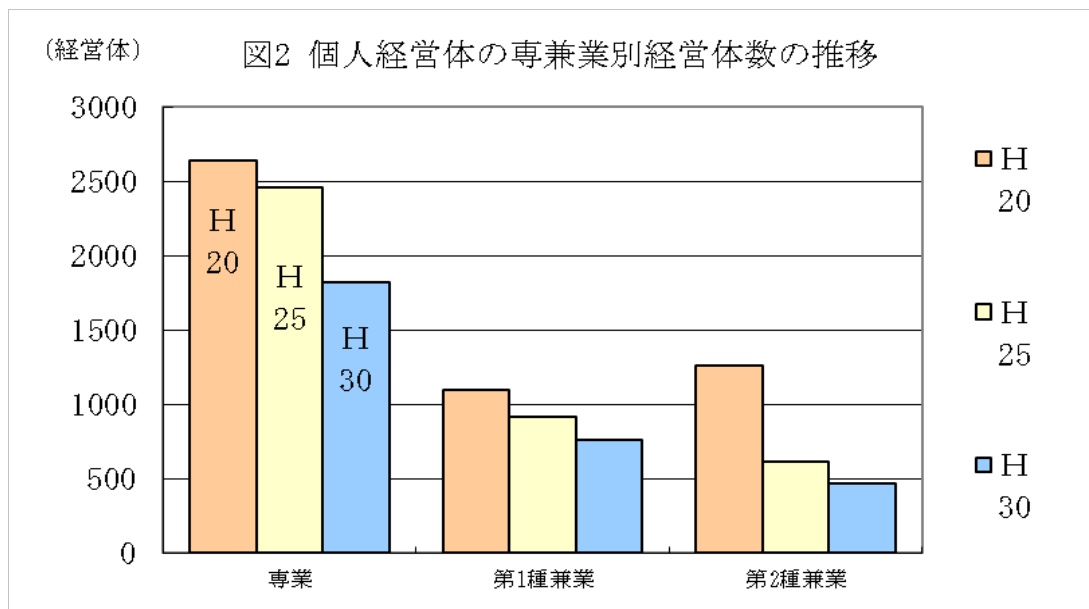
ア 個人経営体

個人経営体を専兼業別にみると、専業は1,822経営体で前回に比べ639経営体(26.0%)減少し、兼業は1,232経営体で前回に比べ302経営体(19.7%)減少しました。

また、後継者のいる個人経営体は388経営体で、前回に比べ11経営体(2.8%)減少しました。

表3 経営組織別経営体数(個人経営体)

区分	H20	H25	H30	対前回 増減率 (30/25)	対前回 増減数 (30-25)
個人経営体	経営体 4,998	経営体 3,995	経営体 3,054	% △ 23.6	経営体 △ 941
専業(自家漁業のみ)	2,637	2,461	1,822	△ 26.0	△ 639
兼業	2,361	1,534	1,232	△ 19.7	△ 302
第1種兼業	1,102	917	763	△ 16.8	△ 154
第2種兼業	1,259	617	469	△ 24.0	△ 148
後継者あり	605	399	388	△ 2.8	△ 11



イ 団体経営体

団体経営体を組織別にみると、共同経営は57経営体で前回に比べ4経営体(6.6%)減少し、漁業協同組合は4経営体で前回に比べ3経営体(300%)増加しました。

表4 経営組織別経営体数(団体経営体)

区分	H20	H25	H30	対前回 増減率 (30/25)	対前回 増減数 (30-25)
	経営体	経営体	経営体	%	経営体
団体経営体	157	123	124	0.8	1
会社	64	59	60	1.7	1
漁業協同組合	3	1	4	300.0	3
漁業生産組合	2	2	2	0.0	0
共同経営	87	61	57	△ 6.6	△ 4
その他	1	-	1	-	1

(4) 漁獲物・収獲物の販売金額規模別経営体数

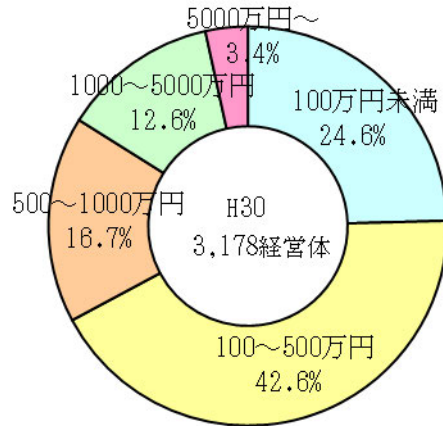
漁獲物・収獲物の販売金額規模別にみると、100万円未満は781経営体で前回に比べ476経営体(37.9%)減少し、100万～500万円未満は1,354経営体で前回に比べ335経営体(19.8%)減少し、500万～1000万円未満は532経営体で前回に比べ100経営体(15.8%)減少しましたが、5000万円以上は109経営体で前回に比べ20経営体(22.5%)増加しました。

表5 漁獲物・収獲物の販売金額規模別経営体数

区分	H20	H25	H30	対前回 増減率 (30/25)	対前回 増減数 (30-25)
	経営体	経営体	経営体	%	経営体
漁業経営体	5,155	4,118	3,178	△ 22.8	△ 940
100万円未満	1,518	1,257	781	△ 37.9	△ 476
100万～500万円未満	1,948	1,689	1,354	△ 19.8	△ 335
500万～1000万円未満	905	632	532	△ 15.8	△ 100
1000万～5000万円未満	667	451	402	△ 10.9	△ 49
5000万円以上	117	89	109	22.5	20

また、漁獲物・収獲物の販売金額規模別の経営体の構成は、100万円未満が全体の24.6%、100～500万円未満が42.6%と、7割弱(67.2%)を500万円未満で占めています。

図3 漁獲物・収獲物の販売金額規模別経営体数の構成



2. 漁業就業者数

(1) 漁業就業者数

漁業就業者数(満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事したものは、6,108人で前回に比べて1,683人(21.6%)減少しました。年齢別構成は60～74歳が35.7%、75歳以上が22.1%と60歳以上で約6割を占めています。

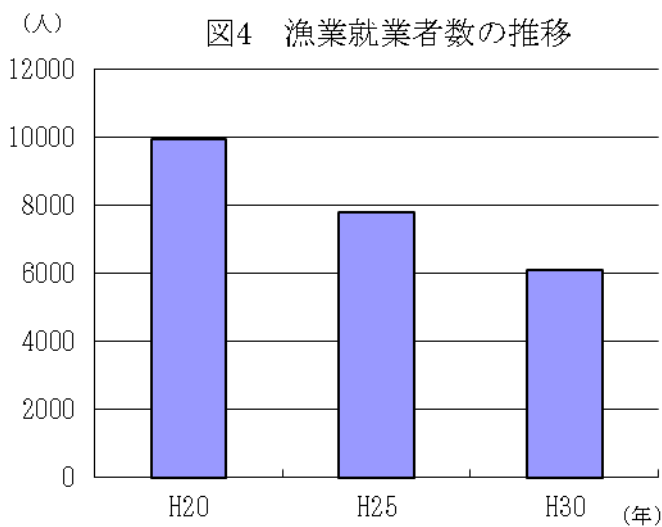


図5 漁業就業者の年齢別構成

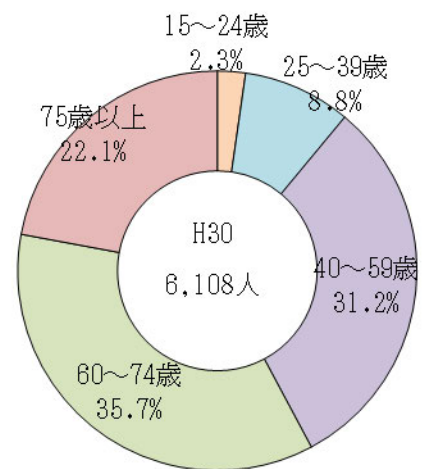


表6 年齢階層別漁業就業者数

区分	H20	H25	H30	対前回 増減率 (30/25)	対前回 増減数 (30-25)
漁業就業者	人 9,947	人 7,791	人 6,108	% △ 21.6	人 △ 1,683
15 ～ 24 歳	140	143	139	△ 2.8	△ 4
25 ～ 39 歳	731	573	535	△ 6.6	△ 38
40 ～ 59 歳	3,084	2,265	1,903	△ 16.0	△ 362
60 ～ 74 歳	4,658	3,204	2,183	△ 31.9	△ 1,021
75 歳 以 上	1,334	1,606	1,348	△ 16.1	△ 258

(2) 自営・雇われ別漁業就業者数

自営・雇われ別にみると、自家漁業のみに従事した者は 4,192 人で前回と比べて 1,621 人 (27.9%) 減少し、雇われて漁業に従事した者は 1,916 人で前回と比べて 62 人 (3.1%) 減少しました。

表7 自営・雇われ別漁業就業者数

区分	H20	H25	H30	対前回 増減率 (30/25)	対前回 増減数 (30-25)
漁業就業者	人 9,947	人 7,791	人 6,108	% △ 21.6	人 △ 1,683
自家漁業のみに従事	7,704	5,813	4,192	△ 27.9	△ 1,621
漁業従事役員	-	-	236	△ 3.1	△ 62
漁業雇われ	2,243	1,978	1,680		

注：平成30年調査において「漁業雇われ」から「漁業従事役員」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成20年、25年値は「漁業雇われ」に「漁業従事役員」を含んでいます。また、対前回増減率は平成25年値と平成30年値を比較するため、「漁業従事役員」と「漁業雇われ」の合計で算出しました。

3. 使用漁船隻数

漁業経営体が過去1年間に漁業生産に使用し、かつ調査期日現在保有している漁船の使用隻数は6,582隻で前回に比べ1,209隻(15.5%)減少しました。

漁船を種類別でみると、無動力漁船が87隻、船外機付漁船が3,448隻、動力漁船が3,047隻となり、すべて前回より減少しました。

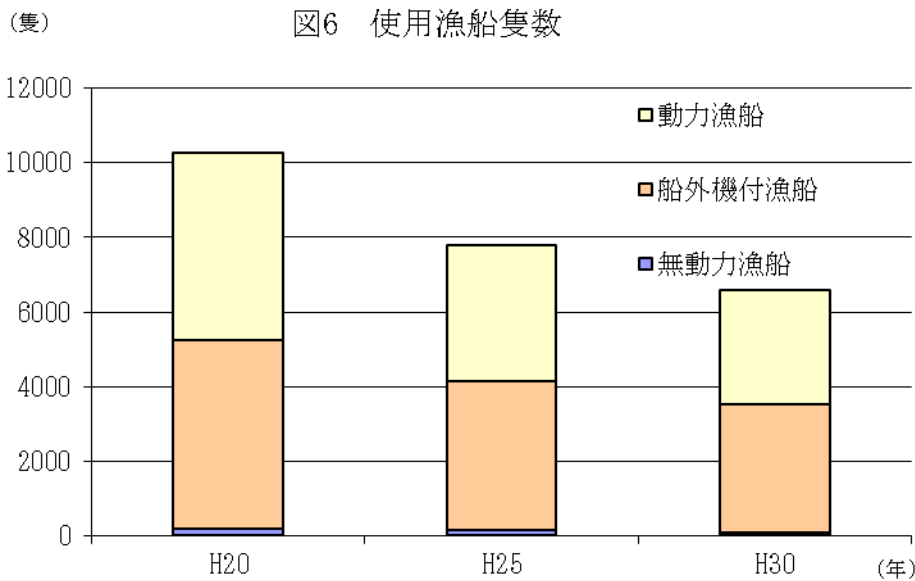


表8 使用漁船隻数

区分	H20	H25	H30	対前回 増減率 (30/25)	対前回 増減数 (30-25)
漁船	隻 10,275	隻 7,791	隻 6,582	% △ 15.5	隻 △ 1,209
無動力漁船	177	157	87	△ 44.6	△ 70
船外機付漁船	5,065	3,974	3,448	△ 13.2	△ 526
動力漁船	5,033	3,660	3,047	△ 16.7	△ 613
合計トン数(単位: t)	31,804	21,802	20,196	△ 7.4	△ 1,606
1隻あたり平均トン数(単位: t)	6.3	6.0	6.6	10.0	0.6

【調査の概要】

1 調査の目的

2018年漁業センサスは、漁業の生産構造等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

2018年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に基づく基幹統計（基幹統計である漁業構造統計を作成する調査）として、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）に基づき実施している。

3 調査体系の概要

調査の種類	調査の系統	調査の方法
海面漁業調査 漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員 調査対象	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計 申告を基本とし、面 接調査も可能。)

4 調査の対象

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。

5 調査事項

- (1) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (2) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

6 調査期日

平成30年11月1日現在で実施した。

7 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査

対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法をとった。

8 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
- ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

なお、有効回答数については以下のとおり。

単位：調査票

都道府県名	調査票配布数	有効回答数	
全	国	79,991	79,142
三	重	3,211	3,178

【用語解説】

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
過去1年間	平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間ににおける漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水協法に基づき設立された漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。なお、内水面組合（水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）は除く。）
漁業生産組合 共同経営	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 (イ) (ア)に該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により区分（使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階

	層までの16経営体階層に区分。)
漁業層	以下の各層をいう。
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	海面養殖の階層をいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収獲物の販売金額	過去1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。
出荷先	過去1年間に漁獲物・収獲物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。
漁業協同組合以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。
流通業者・加工業者	卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。
小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商及び生協等へ出荷している場合をいう。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷している場合をいう。
消費者に直接販売	消費者に直接販売している場合をいう。
自営の水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売している場合をいう。
その他の水産物直売所	共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売している場合をいう。
他の方法	移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売している場合をいう。
その他	上記以外のものをいう。
責任のある者	個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。 なお、団体経営体において、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。

経営主	漁業の経営に責任のある者又は経営の意思決定を行う者をいう。
経営方針の決定 参画者（経営主を 除く）	個人経営体の世帯員のうち、経営主とともに漁業経営に関する決定に参画した者をいう。
漁ろう長	団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。
船長	団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に定める資格を有している者をいう。
機関長	団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。
養殖場長	団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。
その他	団体経営体の通信長、甲板長及び司ちゅう長（コック長）など各部門における責任者をいう（役職にはついていない役員も含む）。
陸上作業において責任のある者	管理運營業務等の陸上作業における責任者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自家漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない）。
漁業従事役員	団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない）。
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
海上作業従事者	満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁の

	<p>みに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している(重複計上を回避するため)。</p>
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船(船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット(プロペラ等)を設置した漁船)については動力漁船とした。
漁業の海上作業	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労(漁場での水産動植物の採捕に係る作業)、船上加工等の海上における全ての作業をいう(運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。)</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て(網を設置することをいう)、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見(定置網に魚が入るのを見張ること)をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻(海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める)等をする作業をいう(潜水も含む)。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p> <p>a 漁船を使用しての養殖施設までの往復</p> <p>b いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し</p> <p>c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業</p> <p>(イ) 陸上養殖施設での養殖</p> <p>a 採苗、飼育に関わる養殖施設(飼育池、養成池、水槽等)での全ての作業</p> <p>b 養殖施設(飼育池、養成池、水槽等)の掃除</p> <p>c 池及び水槽の見回り</p> <p>d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。)</p> <p>e 収獲物の取り上げ作業</p>
個人経営体の専業分類	
専業	個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。

第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
兼業の種類	
水産物の加工	水産物を主たる原料とする加工製造業をいい、自家生産物以外の水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。
漁家民宿	旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
漁家レストラン	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
遊漁船業	遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること（船釣り、瀬渡し等）をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。
農業	販売することを目的に農業を行っている場合をいう。
小売業	自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。なお、インターネットや行商など店舗を持たない場合も含める。
その他	上記以外のものをいう。
世代構成別	
一世代個人経営	漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。
二世帯個人経営	一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。
三世帯等個人経営	一世代個人経営及び二世帯個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。
自家漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう。